

(仮称) 枚方市こども計画について

1. こども計画について

令和5年4月1日に施行されたこども基本法第10条第2項において、市町村は、国の「こども大綱」と都道府県が策定する「都道府県こども計画」を勘案して、「市町村こども計画」を策定するよう**努力義務**が課せられました。

こども大綱

根拠：こども基本法（R5年4月施行）。今後5年程度の子ども政策の基本的な方針・重要事項を定めるもので、既存の3大綱（※）を一元化

※「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」

目的：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現

基本的な方針：こども基本法、こどもの権利条約等の理念を6つの柱に整理

①こども・若者は権利の主体、今とこれからの最善の利益を図る

②こども・若者、子育て当事者とともに進めていく

③ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援 ④良好な成育環境を確保、貧困と格差の解消

⑤若い世代の生活の基盤の安定、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望の実現 ⑥施策の総合性の確保

重要事項：こども・若者のライフステージ全般とライフステージ別に記載、子育て当事者への支援についても記載

施策推進の必要事項：こども・若者の社会参画・意見反映、自治体こども計画の策定促進 等

また、法第10条第5項では市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と**一体のものとして策定**することができると規定されています。

こども基本法第10条第5項

①子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する市町村子ども・若者計画

②子どもの貧困対策推進に関する法律第9条に規定する市町村計画

③その他の法令の規定により地方公共団体が策定する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの

（例）次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画 など

2. こども計画に関連する本市の既存の計画について

○ 第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画 ・ ・ 上記の③にあたる計画

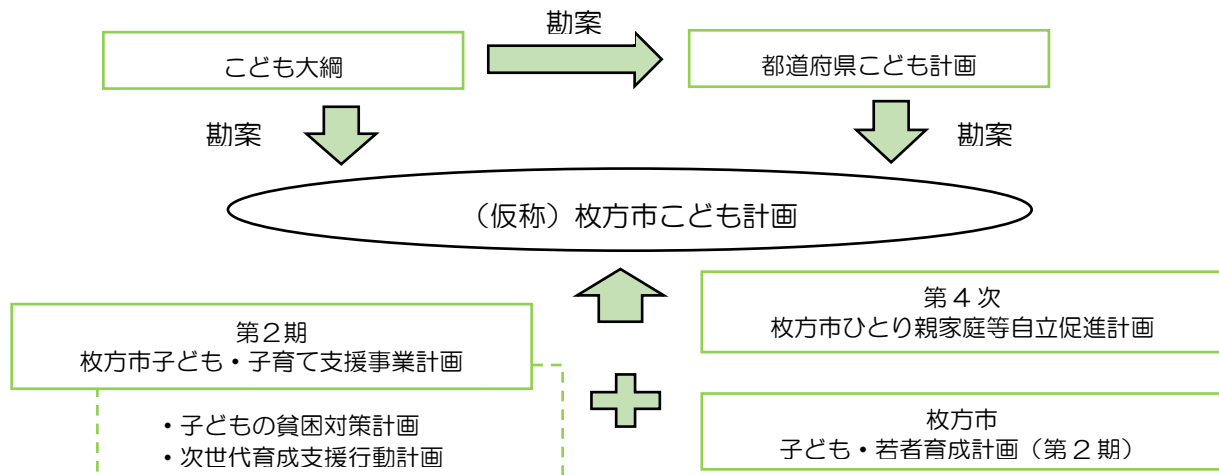
○ 第2期枚方市子ども・子ども子育て支援事業計画 ・ ・ 上記の②、③を一体化した計画

○ 枚方市子ども・若者育成計画（第2期） ・ ・ 上記の①にあたる計画

3. こども計画の策定にあたって

「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末をもって終期を迎えるため、この機会を捉え、令和7年度を始期とする子ども・若者、子育て当事者を対象とした「(仮称)枚方市こども計画」の策定に取り組んでいます。

【こども計画策定のイメージ図】



本市におけるこども計画は、「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」と「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」、「枚方市子ども・若者育成計画(第2期)」を一体化し、国が策定したこども大綱や大阪府が策定予定のこども計画の中で本市の実情に沿った内容などを勘案し、国が示している「自治体こども計画策定のためのガイドライン」の内容も踏まえ、策定します。

(参考) 自治体こども計画策定のためのガイドラインより

一体とできる計画や計画と紐付く法令・指針の例

法令	計画	策定指針 (大綱含む)
こども基本法 第10条	自治体こども計画	こども大綱
子ども・若者育成支援推進法 第9条	都道府県(市町村) 子ども・若者計画	子供・若者育成支援推進大綱 (こども大綱に一元化)
子どもの貧困対策の推進に関する法律 第9条	都道府県(市町村) 計画	子供の貧困対策に関する大綱 (こども大綱に一元化)
-	-	少子化社会対策大綱 (こども大綱に一元化)
次世代育成支援対策推進法 第8条、第9条	都道府県(市町村) 行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針
子ども・子育て支援法 第61条、第62条	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画、市町村子ども・子育て支援事業計画	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成26年内閣府告示第159号)
母子及び父子並びに寡婦福祉法 第12条	自立促進計画	母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針

4.（仮称）枚方市こども計画について

（１）計画の策定

「枚方市社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会」において、ご審議いただき、計画（案）を策定しています。なお、本計画は既存の３計画を一体的なものとし策定することから、「枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会」および「枚方市青少年問題協議会」の各会長に臨時委員として子ども・子育て専門分科会に参画いただいております。

（２）現時点における本計画中間整理案の内容

別紙「（仮称）枚方市こども計画 中間整理案」をご参照ください。

（３）計画策定後の進行管理について

「（仮称）枚方市こども計画」の策定後、本計画の進行管理は「枚方市社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会」において行ってまいります。ひとり親家庭等の自立支援にかかる部分は「枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会」、課題を有する若者等にかかる部分は「枚方市青少年問題協議会」において、ご報告の上、ご意見等をいただく予定としています。